

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
201					(3) 地下水水質の調査	<ul style="list-style-type: none"> 調整池に関する調査について(共通事項) 	地下水水質(完成後)	地下水水質(完成後)	
202					<ul style="list-style-type: none"> 測定項目 地下水水質 地下水位 地下水水質の監視体制 測定年 2年目～7年目 (平成19～24年度) 測定頻度・時間 年6回(1回/2ヵ月) 測定場所 監視井戸:4地点 (2～4号公園、近隣公園 (ピオトープ園)内に設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 補正評価書 表Ⅷ-2.3(P.Ⅷ-6)の調査については4地点において年6回(1回/2ヵ月)調査する計画であったが、負荷が最も危惧される期間における重点的な調査を実施することとし、調査前、調査中、調査後に変化がないことを確認した。残りの期間は4地点において2ヵ月ごとの調査を行う。 完成した調整池への対応 2) 水位については各調整池(1、3、4号調整池)に3点の観測井戸を設置して定期的に水位の変化を確認した。 現在工事を行っている調整池への対応 3) 2号調整池の水質検査に用いる観測井戸の設置については、工事着手前に事業者と工事業者の間で検討を行い、井戸の深さ及び採水深度等について確認を行う。(資料No.12 観測井戸設置箇所) 	1) 事後調査 今後実施 2) 事後調査期間:H26 3) 調査地点数: 4地点 4) 測定回数: 年6回(1回/2ヵ月) 5) 測定結果(予測値): 1号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 2号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 3号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 4号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 6) 保全目標とした値 : 検出下限値 トリクロロエチレン <0.007mg/L テトラクロロエチレン <0.005mg/L	1) 予測結果の見直しの必要性 検査結果による	資料No.12 観測井戸設置箇所
203									
204									
205									
206									
207									

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目															
208	水象		第IX章 IX-8 参照																					
209	常永川については、すでに一般市街地での流出係数(雨水が地表を流出する比率)にて河川断面形状が計画、整備済みであり、対象事業が実施された場合でも雨水の流出に係る問題はない。東花輪川については、現段階において河川断面の改修計画がなく、本事業の実施によって流出量が増加するため、調整池の設置等の対策が必要となる。また、清川排水路については降雨強度が10年確立で現在整備済みであるが、対象事業実施区域及び下流域での氾濫状況を考慮し、降雨強度を50年確立とすると、整備済みの断面の流下能力を超えてしまうため、調整池の設置等の対策が必要となる。	供用時	洪水時(50年確立降雨)の流出量が流下能力を上回る河川・水路については、流域面積の変更、調整池の設置により下流河川における氾濫を防止する。	○	—	<p>・洪水時における調整機能の確保</p> <p>1) 計画地内に設置される調整池の規模については、事業実施区域及び下流域での氾濫状況を考慮し、洪水調整機能を雨量強度50年確立に対応する規模及び構造としている。また、清川排水路については現状で洪水時の流出量が流下能力を超えており、この事業において流域の分割、流域面積の変更を行う。</p> <p>東花輪川上流においては、水路を変更して、流域面積を分割し、事業地内へ流下する流域面積を減らしている。</p> <p>2) 各調整池の容量については、次のとおりである。アセス手続き時点と形状等に変更があった点については、資料No.15のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯留量(m³)</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号調整池</td> <td>1,110 (1,140)</td> <td>PCプレキャスト工法</td> </tr> <tr> <td>2号調整池</td> <td>7,770 (7,760)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3号調整池</td> <td>4,010 (3,940)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>4号調整池</td> <td>5,300 (5,300)</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は補正評価書内資料編 7. 水象関係の『調整池貯留量算定根拠』の数値。</p> <p>3) 報告時点における調整池の施工状況及び地下水の測定結果は別添資料を参照</p>	名称	貯留量(m ³)	工法	1号調整池	1,110 (1,140)	PCプレキャスト工法	2号調整池	7,770 (7,760)	〃	3号調整池	4,010 (3,940)	〃	4号調整池	5,300 (5,300)	〃	水象	1) 事後調査 有 (無)	<p>資料No.14 流下能力調査地点設置位置図 資料No.15 調整池仮設平面図</p> <p>水象</p> <p>1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)</p> <p>2) 検討内容:調整池の設置、流域の変更等計画通りに進んでおり、また、河川等の氾濫も起きていないため見直しの必要はないと考える。</p>
名称							貯留量(m ³)	工法																
1号調整池							1,110 (1,140)	PCプレキャスト工法																
2号調整池							7,770 (7,760)	〃																
3号調整池							4,010 (3,940)	〃																
4号調整池	5,300 (5,300)	〃																						
210																								
211																								
212																								
213																								
214																								

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目									
215	植物・動物 (植物)		第IX章 IX-9 参照															
216	(1) 植生の改変	供用時	ハマスゲの生育地である法面は、ハマスゲ生育地の部分については現状保存し、生育環境の保全を図る。	△	(1) 保全すべき植物の生育状況調査(工事中) ・調査項目 保全すべき植物の生育状況 移植植物の管理状況、管理体制 ・調査年 2年目～7年目(平成28年度) ・調査時期、調査頻度 各年度 春・夏・秋に各1回 ・調査場所 移植地	・希少動植物の保全(ハマスゲ) 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事区域内において確認されている希少植物の生育場所について確認し、工事による消失の防止を指導・確認した。 2) ハマスゲについては、生育を確認した法面に杭を打ちロープを張って保護することにより、改変による消失の防止に努めた。なお群生している場所は徐々に拡大しており、他の場所へも移転し、群生し始めているのを確認した。	希少動植物の保全 1) 事後調査 (有) 無 2) 事後調査期間: 平成21年度～平成23年度 3) 調査地数:移植地(別添位置図) 4) 測定回数: ・保全すべき植物の生育状況 年3回春(5月)・夏(8月)・秋(11月) ・移植植物の管理状況、管理体制 年1回(8月) 5) 測定結果(予測値): 別添 写真のとおり ・保全すべき植物の生育状況 平成21年度 5月25日・9月17日・11月26日 平成22年度 5月31日・8月31日・12月3日 平成23年度 6月13日・9月12日・11月7日 ・移植植物の管理状況、管理体制 平成21年度 9月17日 平成22年度 8月31日 平成23年度 9月12日	希少動植物の保全 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無) 2) 検討内容:保全状況については、生育を確認した法面に杭を打つなどの消失防止により群棲場所を確認出来ていることや、生育環境の消失に伴い仮移植先を確保し生育状況が確認出来ている事など、措置が十分に図られている為、現時点では見直しの必要はないが、今後事業が進捗する中で必要に応じて検討する。	資料No.16 保全すべき植物の生育地及び移植地位置図 資料No.17 保全すべき植物の生育状況の調査 資料No.18 希少植物ハマスゲの保護状況 希少動植物の保全									
217																		
218																		
219																		
220																		
221										(2) 保全すべき植物への影響 「イヌハギ、メハジキ」 「カワヂシャ」 「ハマスゲ」	供用時	イヌハギ、メハジキについては対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園に移植することにより、種の保全を図る。なお、ビオトープ園が整備される前に生育地での工事が始まるので、その間、別の場所に生育場所を確保する。また、移植場所の環境や移植時期、移植手法等について専門家の意見を聞いて移植を確実なものとする。	△	(2) 植物調査 ア) ビオトープ園等 ・調査項目 植物 保全すべき植物の生育状況 管理状況、管理体制 ・調査年 施設完成後2年目(平成28年度) 施設完成後5年目(平成31年度) 施設完成後10年目(平成36年度) ・調査時期、調査頻度 春、夏、秋各1回 ・調査場所 ビオトープ園、緑の回廊、体験農園	・希少動植物の保全(イヌハギ・メハジキ) 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事区域内において確認されている希少植物の生育場所について確認し、工事による消失の防止を指導・確認した。 2) イヌハギ、メハジキについては、生育環境が消失することから、別の場所に生育環境(仮移植先)を確保し、生育状況を監視している。 3) 仮移植した個体については、5号公園に設置されるビオトープ完成後にビオトープ内に移植し継続的に生育することを確認することとしている。			
222																		
223																		
224																		
225																		
226																		
227																		
228																		
229	(3) 大径木への影響	供用時	対象事業実施区域内に存在する神社(2箇所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存する。	○	イ) 環境保全ゾーン ・調査項目 植物 環境保全計画の実施状況、実施体制 ・調査年 ビオトープ園等と同じ調査年 ・調査時期・調査頻度 ビオトープ園等と同じ時期、頻度 ・調査場所 環境保全ゾーン	・鎮守の森の保全 1) 計画地内に存在する、神社(2箇所)及び寺(1箇所)の林地(鎮守の森)については、計画区域から除外し、現状のまま保全することとした。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			植物 ・大径樹 生態系の保全(回避) 景観・風景 人と自然とのふれあい									
230																		
231																		
232																		
233																		

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目			
234	植物・動物（動物）		第IX章 IX-10 参照									
235	保全すべき種として、鳥類ではオオタカ、ハイタカ、コアジサシ、サンショウクイ、は虫類でシマヘビの生息が確認されており、事業の実施に伴う影響は以下のとおりである。 「オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ」事業の実施によって、探餌、休憩等の飛来する環境がほとんど消失するため、これらの種の対象事業実施区域での生息は困難になるものと予測される。 「コアジサシ」事業の実施による本種の生息環境の変化はないものと予測される。 「シマヘビ」事業の実施によって水田や畑の生息環境が消失するため、個体数が著しく減少するものと予測される。	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 休耕田については、事業着手時より昭和町農業委員会が昭和町農地銀行規定（遊休農地の有効利用、農地の幹旋等）に基づき、昭和町水田農業構造改革対策（水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米作りの本来あるべき姿」の実現を目的とする。）との整合を図りつつ、水田耕作希望者に幹旋し、水田としての利用を促進する。 借り手がない休耕田については、昭和町農地銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け、組合の役員が水を張り、借り手が見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和を考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業研究会連絡協議会（農業者の地区代表者で組織）等と環境保全ゾーンの保全計画について協議し、保全計画を策定、実施することにより、水田環境の維持、拡大を図る。 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い、代償することを事業着手前に周知し、地権者の理解と協力を得る。 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備することにより、池を中心とした多様な環境を創出し、これまで対象事業実施区域になかった陸上動物相を形成する。 	○	(1) 動物(陸上動物)調査ア) ビオトープ園等 <ul style="list-style-type: none"> 調査項目 陸上動物(鳥類、両生は虫類、昆虫類) 管理状況、管理体制 調査年 施設完成後2年目(平成28年度) 施設完成後5年目(平成31年度) 施設完成後10年目(平成36年度) 調査時期、調査頻度 鳥類:春、夏、秋、冬各1回 両生は虫類:春、夏各1回 昆虫類:春、夏、秋各1回 調査場所 ビオトープ園、緑の回廊、体験農園 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策 <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実施状況(実績)は、10件、23,706m²である。(資料No.19 昭和町農地銀行規程) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始するものに休耕田の幹旋を行った。2件7,182m²(資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置要綱) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m²である。 昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況 <ol style="list-style-type: none"> 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。(資料No.21 昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱) ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 <ol style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。 	植物・動物(動物)	植物・動物(動物)	資料No.19 昭和町農地銀行規程 資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置要綱 希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ 生態系の保全(代償)			
236										○	1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)
237										△		2) 検討内容:町では農業振興地域の農地は食糧生産機能以外に自然環境の形成や景観形成を維持する為、耕作田に対し農地保全助成金の交付をはじめた。また、安定的な農業経営者の育成を図る為、農業者に対し資金面や農地銀行を介して農地の幹旋等積極的にを行い、遊休農地等においても経営規模拡大を目指す農業者に対して助成を行うなど、農地保全施策に取り組んでいく。
238										△		
239										△		
240										△		
241										△		
242										△		
243										△		
244										△		

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目		
245	植物・動物(水生生物)		第IX章 IX-11 参照								
246	保全すべき種として、魚類のメダカ、底生動物のモノアラガイ、は虫類のシマヘビが確認された。「メダカ」「モノアラガイ」「シマヘビ」	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 休耕田については、事業着手時より昭和町農業委員会が昭和町農地銀行規定(遊休農地の有効利用、農地の幹旋等)に基づき、昭和町水田農業構造改革対策(水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米作りの本来あるべき姿」の実現を目的とする。)との整合を図りつつ、水田耕作希望者に幹旋し、水田としての利用を促進する。 借り手がない休耕田については、昭和町農業銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け、組合の役員が水を張り、借り手が見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和を考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業研究会連絡協議会(農業者の地区代表者で組織)等と環境保全ゾーンの保全計画について協議し、保全計画を策定、実施することにより、水田環境の維持、拡大を図る。 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い代償することを事業着手前に周知し、地権者の理解と協力を得る。 対象事業実施区域南端にピオトープ園及び緑の回廊を整備することにより、池を中心とした多様な環境を創出し、これまで対象事業実施区域になかった陸上動物相を形成する。 	○	(1) 動物(水生生物)調査 ア) ピオトープ園等 ・ 調査項目 水生生物(魚類、底生動物、水中植物) 管理状況、管理体制 ・ 調査年 施設完成後2年目(平成28年度) 施設完成後5年目(平成31年度) 施設完成後10年目(平成36年度) ・ 調査時期、調査頻度 魚類:春、夏各1回 底生動物:春、夏各1回 水中植物:春、夏各1回 ・ 調査場所 ピオトープ園、緑の回廊、体験農園	<ul style="list-style-type: none"> 昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策 1) 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実施状況(実績)は、10件、23,706m²である。(資料No.19昭和町農地銀行規程) 2) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始する者に休耕田の幹旋を行った。2件7,182m²(資料No.20「人・農地プラン」検討会設置要綱) 3) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m²である。 	水生生物 1) 事後調査 有 (無)	水生生物 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)	資料No.19 昭和町農地銀行規程 資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置要綱 希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウウイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ 生態系の保全(代償)		
247				△	イ) 環境保全ゾーン ・ 調査項目 水生生物(魚類、底生動物、水中植物) 環境保全計画の実施状況、実施体制 ・ 調査年 ピオトープ園等と同じ調査年 ・ 調査時期、調査頻度 ピオトープ園等と同じ時期、頻度 ・ 調査場所 環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況 1) 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。 2) 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。(資料No.21 昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱) 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施し、保存された田畑については、 ・水田 約1.2ha(3.3%) ・畑 約2.2ha(23.6%) となっている。 ()内は事業実施前との比率 	資料No.21 昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱 希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウウイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ 生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい			
248				△							
249											
250											
251											
252											
253											
254											
255											
256											

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目	
257	生態系		第IX章 IX-12、IX-13 参照							
258	(1) 生態系の要素	供用時	<p>対象事業実施区域内に存在する神社(2箇所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存する。</p> <p>対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備し、池、流水路を中心とした湿性草地、湿性林地、常緑樹・落葉樹等の混交林を配置し、より多様な環境を創出する。</p> <p>対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備し、池、流水路を中心とした湿性草地、湿性林地、常緑樹・落葉樹等の混交林を配置し、より多様な環境を創出する。</p> <p>近隣公園内に水田、畑等の体験農園を整備する。</p> <p>対象事業実施区域内の公園に、落葉広葉樹を主体に植栽する「地区の森」、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種で植栽する「鎮守の森」を整備する。(P. II-24)</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」として計画されており、公園、公共用地、道路だけでなく、宅地内緑化を推進するよう入居者に協力を呼びかける。</p>	○	<p>「植物・動物」の項に示したとおり。</p> <p>・鎮守の森の保全</p> <p>1) 計画地内に存在する、神社(2箇所)及び寺(1箇所)の林地(鎮守の森)については、計画区域から除外し、現状のまま保全することとした。</p> <p>2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。</p> <p>・ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況</p> <p>1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。</p> <p>・ビオトープ園整備計画の進捗状況</p> <p>1) 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した植物等は積極的にビオトープ園に植栽していくよう検討する</p> <p>2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。</p> <p>・近隣公園内への水田・畑等の体験農園の整備に係る検討状況</p> <p>1) 体験農園整備については、道路等インフラ整備後に行うこととしており、現在は実施設計について検討を進めている。</p> <p>・計画区域内に新たに整備される公園に係る検討状況(市民の森)</p> <p>1) 対象事業実施区域内の公園の植栽は、落葉広葉樹を主体に「地区の森」、潜在植生のシラカシ林を構成種とする、「鎮守の森」を整備する。</p> <p>2) 現段階において想定している樹種及び植栽計画は、シラカシ、クヌギ等を主に植栽を配置する。(資料No.22 公園整備方針)</p> <p>3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。</p> <p>・緑の基本計画に係る緑化に関する取組状況(公共スペース)</p> <p>1) 対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」としている。(資料No.23)</p> <p>2) 現時点においての道路部の緑化状況については、資料No.24のとおりである。街路樹の植栽計画(表II-2-3.7(P. II-18))は、補正評価書(表II-2-3.7(P. II-18))において選定したハナミズキの1/3をサルスベリに変更した。その理由は、サルスベリがハナミズキと比較し、落葉し、花が咲いている期間が長いこと、また、地域の住宅や公園等にも多く植えられており、街並みに小さな変化をつけることができると期待されたためである。また、その他、緑化を行う公園、公共用地等については平成26年以降に行う。</p> <p>・緑の基本計画に係る緑化に関する取組状況(個人宅)</p> <p>1) 対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」としている。(資料No.23)</p> <p>2) 宅地内緑化を推進するため、地区計画で緑化率を定め、入居者への協力を依頼し、届出により確認している。</p> <p>3) 現段階において、事業着手後入居した住民数は255世帯であり、宅地内緑化に協力が得られた世帯は255世帯(100%)である。</p>	生態系の保全	生態系の保全			
259	(2) 生態系の機能	供用時						1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)	
260	(3) 生態系の注目種	供用時								
261	(4) 土砂の運搬による地域生態系の攪乱	供用時								
262										希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
263										生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい
264										生態系の保全 景観・風景 人と自然とのふれあい
265										生態系の保全
266										資料No.22 公園整備方針
267										資料No.23 公園緑地等に関する土地利用計画図
268								資料No.24 道路植栽柵の位置		
269										
270										
271										
272										
273										
274										
275										
276										
277										
278										
279										

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目						
280			・「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図る。 ・ かすみ堤沿道については樹木(各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等)を無償提供し、宅地内緑化に協力を求める。これは昭和町がまちづくりの一環として実施する。(P.Ⅱ-42)	△	・ 昭和町生け垣推進に関する補助要綱の利用状況等 1) 「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(資料No.25)(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図ることとし、新住民等に対し、別添資料により緑化に係る補助金制度等を紹介し、新築された住宅の255件中6件が制度を利用している。				資料No.25 昭和町生け垣推進に関する補助要綱 生態系の保全 景観・風景						
281															
282															
283															
284															
285															
286															
287			* 休耕田については、事業着手時より昭和町農業委員会が昭和町農地銀行規定(遊休農地の有効利用、農地の斡旋等)に基づき昭和町水田農業構造改革対策(水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米作りの本来あるべき姿」の実現を目的とする。)との整合を図りつつ、水田耕作希望者に斡旋し、水田としての利用を促進する。	○	・ 昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策 1) 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実施状況(実績)は、10件、23,706m ² である。(資料No.19 昭和町農地銀行規程) 2) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始する者に休耕田の斡旋を行った。2件7,182m ² (資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置要綱) 3) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m ² である。	1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)	資料No.19 昭和町農地銀行規程 資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置要綱							
288															
289															
290			* 借り手がない休耕田については、昭和町農地銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け組合の役員が水を張り、借り手が見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。 * 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和を考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業研究会連絡協議会(農業者の地区代表者で組織)等と環境保全ゾーンの保全計画について協議し、保全計画を策定、実施することにより、水田環境の維持、拡大を図る。	△	・ 昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況 1) 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。 2) 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。	・ 本事業を実施し、保存された田畑については、 ・水田 約1.2ha(3.3%) ・畑 約2.2ha(23.6%) となっている。 ()内は事業実施前との比率	2) 検討内容:町では農業振興地域の農地は食糧生産機能以外に自然環境の形成や景観形成を維持する為、耕作田に対し農地保全助成金の交付をはじめた。また、安定的な農業経営者の育成を図る為、農業者に対し資金面や農地銀行を介して農地の斡旋等積極的にを行い、遊休農地等においても経営規模拡大を目指す農業者に対して助成を行うなど、農地保全施策に取り組んでいく。	希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウウイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ							
291															
292															
293			* 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い代償することを事業着手前に周知し、地権者の理解と協力を得る。	△					生態系の保全(代償)						

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
294	景観・風景		第IX章 IX-13、IX-14 参照						
295	(1) 地域の風景の変化	供用時	・ 対象事業実施区域内に存在する神社(2箇所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存し、地域に馴染んだ緑地景観を維持する。	○		・ ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定する。			希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ 生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい
296	(2) 主要な眺望地点からの景観の変化	供用時							
297			・ 新たに整備する公園は景観性、快適性に配慮し、緑化するとともに、2号公園には、落葉広葉(紅葉)樹、花木を中心に植栽する「地区の森」(290㎡)を整備し、3号公園には、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種で植栽する「鎮守の森」(300㎡)を整備することにより、地域の緑地景観に多様性を持たせる。(P. II-24)	△		・ 緑地景観の多様性の確保(2号公園整備の検討状況) 1) 2号公園は、落葉広葉(紅葉)樹、花木を中心に植栽する「地区の森」(290㎡)を整備することとしている。 現段階において、植栽する樹種は、クスギ・コナラ・カエデ類等の落葉広葉(紅葉)樹、コブシ・サクラ等である。			生態系の保全 景観・風景
298									
299									
300						・ 緑地景観の多様性の確保(3号公園整備の検討状況) 1) 3号公園には、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種で植栽する「鎮守の森」(300㎡)を整備する。 現段階において、植栽する樹種は、カシ類、ヤブツバキ、ヒサカキ、アオキ等の常緑樹及びクスギ、コナラ、カエデ類等の落葉広葉樹等である。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			・ 植栽する樹種については公園整備の実施段階において周辺の環境や景観等を考慮する中で必要があれば環境保全措置の内容に沿って再度検討をする。
301									
302			・ 都市計画道路、主要区画道路には、四季の変化に富み、花も楽しめ、また昭和町内で多く使用されている樹種と統一性を図るため、落葉広葉樹(ハナミズキ)を植栽し、良好な街路景観を形成する。(P. II-18)	○		・ 緑地景観の多様性の確保(都市計画道路道及び主要区画道路の検討状況 その1) 1) 都市計画道路、主要区画道路には、四季の変化に富み、花も楽しめ、また昭和町内で多く使用されている樹種と統一性を図るため、落葉広葉樹(ハナミズキ)を植栽することとした。 2) 整備が完了した道路に植栽した樹種はハナミズキやサルスベリ等であり、これらの樹種については、落葉広葉樹で四季の変化や花が楽しめる樹木でありハナミズキとを植栽した場合と類似した景観が期待される。 3) 今後の植栽についても、区域で統一性が図れるよう、樹種の選定及び整備を進める。 4) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			景観・風景
303									
304									
305									
306									
307			・ ビオトープ園と2号公園とを結ぶ区画道路の区間は緑豊かな街区を形成するため、低木植栽(ツツジ類)を施すとともに、街路樹はビオトープ園や緑の回廊に植栽される落葉広葉樹や常緑樹、常永公園に植栽されている常緑樹の比較的自然林に近い林と対照的に、四季の変化に富み、花も楽しめる落葉広葉樹として、他の街路との整合を図りつつ、緑の回廊の自然林的な景観と調和をとるため、ミズキ科の在来種であるヤマボウシを植栽する。(P. II-18)	△		・ 緑地景観の多様性の確保(都市計画道路道及び主要区画道路の検討状況 その2) 1) ビオトープ園と2号公園とを結ぶ区画道路の区間には、低木植栽(ツツジ類)と、街路樹はビオトープ園や緑の回廊に植栽される落葉広葉樹や常緑樹、常永公園に植栽されている常緑樹の比較的自然林に近い林と対照的に、四季の変化に富み、花も楽しめる落葉広葉樹として、他の街路との整合を図りつつ、緑の回廊の自然林的な景観と調和をとるため、ミズキ科の在来種であるヤマボウシを植栽することとした。 2) 実際に植栽計画した樹種と同様な効果のある樹種は、ハナミズキ、サルスベリであり、樹種の選定を進めた。 3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
308									
309									
310									

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目			
311			<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」として計画されており、公園、公共用地、道路の緑化だけでなく、住宅地には「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(生け垣推進補助制度(原則2/3補助))に基づき全地域の生け垣による緑化を図る。 かすみ堤沿道については樹木(各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等)を無償提供し、宅地内緑化に協力を求める。これは、昭和町がまちづくりの一環として実施する。 	△		<ul style="list-style-type: none"> 昭和町生け垣推進に関する補助要綱の利用状況等 1) 「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(資料No.25)(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図ることとし、新住民等に対し、別添資料により緑化に係る補助金制度等を紹介し、新築された住宅の255件中6件が制度を利用している。 		<ul style="list-style-type: none"> * 生け垣推進補助制度については、255件中6件と、制度の利用者が少なく、その理由として、管理について手間がかかることや、管理費の補助までは出ない為、等の理由が考えられるが、今後も引き続き広報誌及び地区計画申請者にし窓口対応の中で周知していく。 	資料No.25 昭和町生け垣推進に関する補助要綱 景観・風景			
312		△		<ul style="list-style-type: none"> かすみ堤沿道に係る緑化に係る検討状況 1) 関連する区域は平成26年からの工事着工を計画している。 2) 事業着手にあたり、地域住民に対し、各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等を無償提供し、宅地内緑化に協力を求める。これは昭和町がまちづくりの一環として実施する旨を周知するとともに、植樹に対し協力を求めることとしている。(P. II-42) 3) 今後、ピオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。 								
313		○		<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設や流通業務施設については、敷地内緑化、特に外周の緑化に努めるよう協力を要請するとともに緑化協定等の締結を行い、良好な景観が維持されるようにする。 		(1) 大規模店舗の供用に伴う景観の調査 ・調査項目 景観の状況 建物外観、緑地等の管理状況、管理体制 ・調査年 施設建設後1年目(平成20年度) 施設建設後5年目(平成24年度) ・調査時期、調査頻度 景観の状況は年2回(夏・冬に各1回) 管理状況、管理体制は年1回 ・調査場所 景観の状況は大規模店舗敷地内及びその周辺 管理状況、管理体制は大規模店舗敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設等への景観保全に対する要請等 その1(事業者への要請・協定の締結)(補正評価書 P.VII-8-18~19) 1) 大規模商業施設や流通業務施設については、敷地内緑化、特に外周の緑化に努めるため、協力の要請をした。 2) 大規模商業施設については、開店前に緑化事業を実施し、広く県民から参加者を募集し、外周緑化を実施した。また、この緑化事業については土地区画整理組合からも役員、事務局、地権者が参加した。(資料No.26) 3) 今後については、植樹された樹木の適正な管理を要請する。 			景観・風景	景観・風景	資料No.26 イオンモール外周緑化の取り組み
314		○					<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設等への景観保全に対する要請等 その2(緑化方針遵守の要請) 1) 大規模商業施設事業者に対しては、常永土地区画整理組合が定めた緑化方針に従い緑化を行うよう要請した。 2) 大規模商業施設についても、地区計画に定められた緑化推進や景観保全を指導することにより保全されている。 3) 今後については、静観することとしている。 			1) 事後調査 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 2) 事後調査期間: 平成23年度(施設建設後1年目) 夏 9月12日 冬 12月27日 平成27年度(施設建設後5年目) 3) 調査地数 大規模店舗敷地周辺 4) 測定回数:年2回(夏・冬に各1回) 5) 測定結果(予測値): 別添 調査結果	1) 予測結果の見直しの必要性 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 2) 検討内容 壁面の色については、当初の環境保全措置の中に記されている茶系統色ではないが、壁面の色の決定に至る経緯や、使用している色も原色系は避け、落ち着いた色彩になっていることから問題はないと判断した。	
315		○					<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設については以下の緑化方針に従って緑化を行うよう要請する。 			<ul style="list-style-type: none"> 緑化方針の反映状況の検証 その2(付帯事項) 1) 緑化方針に従い、緑化を要請した結果、緑化計画として、県内に多く自生する樹種を選定し、県内に自生する割合に応じ本数を決定し、樹種が偏らないよう混ぜて植樹を行こととなった。 2) 今後については、植樹した樹木の生育状況を静観することとしている。 		
316		○	<ul style="list-style-type: none"> * 敷地外周部に緑地帯を配置し、高木及び低木による植栽を行い、周辺景観との調和に配慮する。 									
317		○	<ul style="list-style-type: none"> * 駐車場内にも低木による植樹帯を配置し、利用客の歩行の安全性の確保とともに良好な敷地内景観の創出に配慮する。 									
318		△	<ul style="list-style-type: none"> * 緑地帯に植栽する高木は周辺の住宅地や農業地域との調和を図るため、植栽間隔を6mとし、また、早期に緑化を図るため樹高約3mの樹木を植栽する。 									
319		△	<ul style="list-style-type: none"> * 樹種は、高木はこの地域における潜在自然植生(シラカシ群集)の構成種であるシラカシ、アラカシ等の常緑樹、低木はサザンカ、ツバキ類の常緑広葉樹を植栽する。 									
320												
321												
322												
323												
324												
325												
326												
327												
328												
329												
330												
331												

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目	
332			<p>・ 大規模商業施設や流通業務施設の建築物の仕様については、整然とした町並み景観が創出、維持されるよう配慮することを要請するとともに建築協定等の締結を行い、良好な町並み景観を維持する。</p> <p>* 看板や照明については、「屋外広告物法」、「山梨県景観条例」、「山梨県屋外広告物条例」、「山梨県生活環境の保全に関する条例」及び「昭和町市街化区域内の建築行為等に関する指導要綱」の規定に従うよう指導するとともに、甲府都市計画地区計画において「建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和した、落ち着いた色調にするものとする。」という制限を講じている。</p> <p>以上の関係法令及び周辺の環境の状況から、大規模商業施設に対しては以下の内容について配慮するよう要請する。</p> <p>* 屋上への大型看板や広告塔の設置を避けること。</p> <p>* 壁面等の色は赤、青、黄色等の原色系の色彩を避け、周囲の農業的環境、住宅地環境に配慮した落ち着いた色彩(茶系統色など)を採用すること。</p> <p>* 天空に向けたサーチライトや点滅灯などを設置しないこと。</p> <p>* 屋外の駐車場等の照明は、周辺の住宅地、農地に影響を及ぼさないよう照明灯の設置場所、照明の方向、照度等に配慮すること。</p> <p>・ 対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園は池を中心に多様な樹木で緑化を行い、自然林に近い状況を形成することにしており、そこには、池越しに南アルプスが眺望されるすぐれた自然景観が創出される。</p>	×		<p>・ 環境保全措置を行うよう組合からの要請に対し、イオンモールの見解として、以下のような理由から現在の壁面の配色となった経緯を確認した。</p> <p>* 長野県南部から関東平野にかけての大斜面は季節に関わらず太平洋からの短波長光(青色光)に照射されている。それによりこのエリアを含む関東圏全般の人々は「青方の色順応」を起こしているため、寒色系を好み高彩度な暖色系を敬遠する傾向にある。(出典:風土色と嗜好色 佐藤 邦夫/著 青娥書房)</p> <p>また、甲府は葡萄栽培発祥の地であり、日本屈指のワイナリーとして有名である。葡萄はその房の多いことから「繁栄」の象徴であり、蔦が長く伸びることから「生命力」の強さを意味している。甲府市のシンボルにも葡萄の色をイメージして取り入れられており、地域を代表するショッピングセンターとなるため、住民の方に愛着のある葡萄色をコンセプトカラーとして取り込み甲府らしさを演出した。さらに、淡い紫色は、夏は暑く冬は寒い甲府において、暑いときには涼しく、寒いときには温かく感じられる色ともなっている。</p> <p>ベースカラーとして使用しているグレーは甲府城の石垣をイメージしている。甲府城の石垣は自然石を組み合わせたもので大きさの不揃いさや角の丸さが石垣特有の直線的なイメージを打開して、優しい女性的な石垣の風情を持っている。自然石を未加工で使っている場所も多く、石そのものの色が優しいパッチワークとなって景観に潤いと優しさを作り出している。地域カラーの紫とも相性が良く、優しいイメージは世代や性別を選ばずことなく、くつろぎと懐かしさを感じさせてくれる。</p> <p>以上の考えをもとに、周辺との調和はもちろん、景観的にも地域に根ざしたカラーと判断し計画した。 (資料No.27 大規模店舗の供用に伴う景観の調査及び外観)</p>			<p>資料No.27 大規模店舗の供用に伴う景観の調査及び外観 資料No.28 色彩の検討時のイメージ図 (イオンモール提供)</p>	
333				○						
334					○					
335					○					
336					○					
337					○					
338					○					
339					△					
340							<p>・ ビオトープ園整備計画の進捗状況</p> <p>1) 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した植物等は積極的にビオトープ園への植栽を検討する。</p> <p>2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。</p>			
341										
342						<p>・ ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況</p> <p>1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成25年末までに用地を確保及び荒造成の予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。</p> <p>2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。</p>				
343										
344										

生態系の保全
景観・風景
人と自然とのふれあい活動

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目							
345	人と自然とのふれあいの活動の場		第IX章 IX-15 参照													
346	(1) 東花輪川の桜並木における触れ合い活動への影響	ア. 工事の影響 イ. 供用時の影響	・ 予測の結果、環境保全措置の必要はなし。(補正評価書 IX-6ページ)	—	—		人と自然とのふれあい活動	人と自然とのふれあい活動	希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウウイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ 生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい 生態系の保全 景観・風景 人と自然とのふれあい活動							
347							1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)								
348								2) 検討内容:現時点で見直しの必要性はないが、今後、事業の進捗する中で必要に応じ検討する。								
349							(2) ビオトープ園、鎮守の森、地区の森等、触れ合い活動の整備による影響	供用時		なお、本事業では、以下に示すビオトープ園・緑の回廊の整備、公園内の緑地の整備等により、自然との触れ合い活動の場を創出する。 ・ 近隣公園内にビオトープ園を整備し、池を中心とした乾性草地、湿性草地、湿性林地、常緑樹・落葉樹等の混交林の出現により多様な環境の創出を図る。 ・ 街区公園内に、落葉広葉樹を主体に植栽する「地区の森」、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種(常緑樹、落葉広葉樹)で植栽する「鎮守の森」を整備する。	△		・ ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。	1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)	
350															2) 検討内容:現時点で見直しの必要性はないが、今後、事業の進捗する中で必要に応じ検討する。	
351																
352																
353																
354			・ ビオトープ園整備計画の進捗状況 1) 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した植物等は積極的にビオトープ園に植栽していくよう検討する。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。													
355	廃棄物等		第IX章 IX-16 参照													
356	(1) 工事中の廃棄物・発生土	ア. 発生土	・ 土地区画整理組合及び事業者の構成員である昭和町は、工事中及び供用後において循環型社会の形成のため、3R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再資源化)を推進する。	○	—	・ 循環型社会(3R)の進捗状況 1) リデュースについては、使用できる道路側溝や擁壁は破壊せずに補修を行い利用することに心がけた。リユースについては他の工事から発生する工事残土や石材を積極的に利用し購入土を少なくした。リサイクルについては工事にて発生するコンクリート、アスファルトコンクリート、木材、金属等を再資源化施設へ搬出し再資源化材料として工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで再生骨材、再生アスファルト混合物、再生砂等を積極的に使用した。 2) 今後についても同様に3Rに心がけ実施することとしている。 * 再生材については工事等仕様書(資料No.1-2)に明記	廃棄物	廃棄物	資料No.1-2 工事等仕様書 廃棄物							
357							1) 事後調査 有 (無)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)								
358								2) 順調に推移しているため見直しの必要はない。								
359																
360							イ. 工事中の廃棄物	工事中		・ 工事に当たっては、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じ、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全、及び県民経済の健全な発展に寄与するため、導水路、上下水道、造成工事等で発生する無筋コンクリート塊、鉄筋コンクリート塊、アスファルト塊等は山梨県指定の再資源化施設において処理する。	○		・ 工事中の廃棄物の分別及び再資源化の推進 1) 工事業者に対し、建設副産物実態調査実施書及び建設系廃棄物マニフェストにて確認により、再資源化等が適正に行われていることを確認している。 2) 建設副産物実態調査実施書等より、本事業の廃棄物のリサイクル可能な建設廃材は100%再生処理施設へ搬入した。また、がれきや家庭ゴミは最終処分場へ搬入した。 3) 今後については、以前と同様に確認することとしている。			
361																
362																
363																
364														(2) 供用時の廃棄物	ア. 住居系地区からの廃棄物の発生及び処理の状況	・ 住居系地区に入居する新住民については、昭和町の指導に基づき適切な箇所に収集場所を設定し、昭和町により広報等を通じてごみの収集方法、分別方法を周知徹底するとともに、資源の有効活用、リサイクル、ごみの減量に努めるよう呼びかけを行う。
365																
366																
367							イ. 大規模商業施設からの廃棄物の発生及び処理の状況	供用時		・ 大規模商業施設や流通業務施設に対しては、再資源化可能な缶、ビン、容器包装プラスチック等については積極的に回収し、山梨県の許可を受けた処理業者に委託処理し、再資源化、再利用するとともに、物流経路の簡素化等により梱包材の削減に努め、また、できる限り簡易包装を推進し、レジ袋の使用量の削減に努めること、コピー用紙、伝票、包装紙及び紙袋は再生紙の導入を図るよう指示する。	○		・ 大規模商業施設への廃棄物の発生抑制の状況 1) イオンモール甲府昭和におけるごみの減量に対する取り組みについては、環境方針を打ち出し、廃棄物については17項目に分別することを徹底し、ごみの減量化とリサイクルが図られている。(資料No.30) また、来店者用にリサイクルボックスを設置するなどしてごみの減量及びリサイクルに貢献している。 2) 今後については、上記の活動について見守ることとしている。			資料No.30 イオンモール甲府昭和におけるリサイクル及び分別等によるごみの減量に対する取り組み
368																
369																
370																